

# 令和4年度三田市徴収計画

## 1 計画の目的

- 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し収入未収額の縮減に取り組みます。
- 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第5条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

## 2 取組状況

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも滞納対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と個別の方針を立てて、具体的に取り組んでいくことが大切です。

ここ3か年の現年度分及び滞納繰越分の収納状況は次のとおりです。

[対象となる債権区分と債権]	
A債権 (公債権/強制徴収債権)	市税(市民税、固定資産税等)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
B債権 (公債権/非強制徴収債権)	し尿処理手数料、生活保護返還(徴収)金保護法63条分、生活排水処理施設使用料、児童手当返納金 等
C債権 (私債権/非強制徴収債権)	市営住宅使用料(駐車場使用料)、学校給食費実費徴収金、市民病院診療費一部負担金、水道料金 等

### (1) 収納率等の推移(3か年比較)

#### [現年度未収金]

令和元年度(250百万円)、令和2年度(349百万円)、令和3年度(179百万円)で推移しています。また、収納率は、令和元年度(99.1%)、令和2年度(98.7%)、令和3年度(99.4%)で推移しています。→下表のとおり

#### [滞納繰越額]

令和元年度(1,220百万円)、令和2年度(1,061百万円)、令和3年度(1,091百万円)で推移しています。また、収納率は、令和元年度(27.1%)、令和2年度(27.6%)、令和3年度(34.4%)で推移しています。→下表のとおり

		R1	R2	R3
現年度分	収納率	99.1%	98.7%	<b>99.4%</b>
	未収金	250百万円	349百万円	<b>179百万円</b>
滞納繰越分	収納率	27.1%	27.6%	<b>34.4%</b>
	滞納繰越額	1,220百万円	1,061百万円	<b>1,091百万円</b>

## <債権別の推移>

### A債権

		R1	R2	R3
現年度分	収納率	99.1%	98.7%	<b>99.4%</b>
	未収金	212百万円	304百万円	<b>141百万円</b>
滞納繰越分	収納率	25.5%	26.0%	<b>34.0%</b>
	滞納繰越額	1,102百万円	951百万円	<b>987百万円</b>

### B債権

		R1	R2	R3
現年度分	収納率	98.5%	97.8%	<b>98.7%</b>
	未収金	1,728千円	2,286千円	<b>1,471千円</b>
滞納繰越分	収納率	18.8%	10.7%	<b>11.9%</b>
	滞納繰越額	17,301千円	14,803千円	<b>15,232千円</b>

### C債権

		R1	R2	R3
現年度分	収納率	99.1%	98.7%	<b>99.1%</b>
	未収金	36,644千円	42,746千円	<b>36,183千円</b>
滞納繰越分	収納率	46.0%	46.8%	<b>43.6%</b>
	滞納繰越額	101,231千円	94,797千円	<b>88,236千円</b>

## (2) 令和3年度の取組み

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況の中、ワクチン接種などにより感染症の影響が次第に緩和されることが期待でき、令和2年度の実績収納率に若干の数値をプラス設定し、目標達成に向けた取組みを行いました。

### <令和3年度目標値>

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.0%	30.0%
B債権	98.8%	30.0%
C債権	99.5%	50.0%

## (3) 令和3年度取組みの評価

### 【現年度分】

収納率全体では、前年度比0.7%増加しました。各債権とも、これまでどおり早期納付勧奨に努めてきましたが、令和3年度の現年度分においては、令和元年以前と比較しても高い収納率となりました。各債権の目標達成率は右表のとおりです。各債権とも高い収納率となりました。

### <令和3年度実績>

債権	目標収納率	実質収納率
A債権	99.0%	99.4%
B債権	98.8%	98.7%
C債権	99.5%	99.1%

### 【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】

収納率全体では、前年度比6.8%上昇しました。その主な要因は、市税の令和2年度に実施した新型コロナウイルス関連の徴収猶予「特例制度」により、納期限が1年間猶予されていた滞納繰越分が令和3年度に納付されたためです。コロナ特例の猶予分を除く実質収納率は、25.7%になり、前年度比1.9%減少しました。

- ① A債権は前年度比8.0%上昇しましたが、コロナ特例の猶予分を除く実質収納率は、

24.1%になり、前年度比 1.9%減少しました。他の債権のほとんどが前年度比マイナスとなっています。

[市税の徴収猶予の特例制度]

新型コロナウイルス感染症による影響で、給与の大幅な減少や事業に著しい損失を受けたことにより、市税の納付が困難な場合は、法令に基づき、納期限の延長（1年を限度）を行いました。

[コロナ特例の猶予分を除くA債権の実質収納率の算出方法]

	調定額	収納額	収納率
①A債権全体	987,749千円	335,501千円	34.0%
②コロナ特例	132,361千円	129,516千円	97.8%
実質（① - ②）	855,388千円	205,985千円	24.1%

- ② B債権は前年度比 1.2%上昇しましたが、生活保護等の困難案件の処分が進んでおらず収納率の低いものとなっています。
- ③ C債権は前年度比 3.2%減少しました。新型コロナウイルス感染症による収入の減少、感染症対策として納付相談や現場訪問が計画どおり取り組めなかったこと、加えて、水道料金については、令和3年1月の寒波で凍結漏水が多数発生し、高額となった水道料金を一括納付できないことにより、分納が増加したため収納率が低下しました。
- ④ ほとんどの債権の収納率は前年度より減少しています。その要因は、コロナウイルス感染症による影響があったことも一因であると考えられますが、文書催告・電話催告・納付相談・臨戸訪問等の納付指導が十分に行えなかったことによりです。特に納付困難者が固定化される傾向にあり、分納不履行から抜け出せず不良債権化しつづけます。

分納不履行者に対して、財産調査に進めないために滞納者の支払い能力の把握が十分できず、滞納処分・支払督促申立の強化や不良債権の整理という滞納者の実情に応じた適時・適切な滞納処分が十分行えなかったと考えています。

### 3 令和4年度の取組方針

#### (1) 基本的な考え方

債権回収行動計画に納付指導（文書催告、電話催告、納付相談、現場訪問）などの債権回収の手順、手続きを明記し作業を定型化することで収納率が向上することが確認できたことから、下記事項に重点を置いた債権回収行動計画を策定し、公金収納対策委員会で進行管理を行います。

現年度	● 初期段階での納付指導の強化、納付相談機会の充実など早期完納に向けた取組みを強化します。
滞納繰越	● 滞納者の実情に応じた納付指導の強化、納付相談機会の充実を図るとともに個々の納税者の状況を見ながら徴収猶予制度の運用を行います。また、その状況から預貯金など財産の強制徴収など適時・適切な滞納処分を行います。

全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者への対応については、現年、滞納繰越に関わらず法令に基づく減免・猶予等の実施、また負担軽減をはかるため分割納付等による徴収緩和措置を行います。</li> <li>● 生活困窮者については、福祉・債権所管部門と連携し、困難者の生活支援を実施します。</li> <li>● 債権毎の情報共有については、強制徴収債権は法令に基づき、また非強制徴収債権は本人同意を得ながら情報の共有化など適正かつ効率的に取り組みます。</li> <li>● 債権管理は、所管課で債権回収行動計画を策定し進行管理を行います。</li> </ul>
-----	---

## (2) 目標収納率

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつありますが、感染症の影響を大きく受けた業種やそこで働く方々など、市民生活や経済の影響が依然続いています。さらに原油価格・物価高騰の影響により市民生活や地域社会への支援を一層強化していく必要があります。

また、非強制徴収債権の「支払督促申立の基準」および「BC債権の回収の流れ」マニュアルを活用し積極的に支払督促申立や徴収停止等の手続きを進めていきます。

以上により、現年のA債権は令和3年度の実績収納率に0.1%をプラスし、BC債権は令和3年度と同じ数値とします。滞納繰越は令和3年度の実績が目標値に達しなかったので同様の数値とし、目標達成に向けた取組みを行います。

債権	令和3年度実績		令和4年度目標	
	現年	滞納繰越	現年	滞納繰越
A債権	99.4%	24.1%	99.5%	30.0%
B債権	98.7%	11.9%	98.8%	30.0%
C債権	99.1%	43.6%	99.5%	50.0%

(注1) 上表の令和3年度実績の滞納繰越の数値はコロナ特例の猶予分を除く実質収納率を示しています。

(注2) 前年度収納率が既に目標値を上回っている債権については「債権回収行動計画」に独自目標を設定します。

## (3) 現年債権回収の取組み

### ① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

### ② 納付指導の強化、相談機会の充実

#### ア 文書催告・電話催告、納付相談の充実強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的に確実に実施することで早期完納を目指します。また、職員の時差出勤や振替休暇制度を最大限に生かしながら、納税者の実態に即した対応を強化します。

#### イ 出納整理期間の取組み強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

#### (4) 滞納繰越債権回収の取組み

- ① 滞納者の返済能力の確実な把握  
分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。
- ② 強制徴収債権の滞納処分の強化  
返済能力が有りながら、納付に応じない滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差押えを積極的に実施します。
- ③ 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化  
非強制徴収債権の「支払督促申立の基準」及び「B・C債権の回収の流れ」マニュアルに基づき、積極的に支払督促申立等の手続きを実施します。
- ④ 不良債権の確実な整理  
返済能力が認められず回収を見込めない不良債権について、A債権については執行停止、B・C債権については徴収停止や債権放棄を行います。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等による納付困難者に対する取組み

- ① 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等について、一定程度収入が減少した場合には、保険税等の減免を実施します。
- ② 納税者が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や、事業を廃止または休止した場合などについては、個々の納税者の状況を見ながら、市税及び国民健康保険税の徴収猶予などを実施します。
- ③ 上記以外のケースで、納付が困難な方について、納付相談等により収支状況などを十分に聞き取り分納等の徴収緩和を行います。

### 4 重点的な取組み

#### (1) 「債権回収チーム」編成による徴収困難な債権回収の取組み【新規】

税以外の徴収困難な債権について、年度ごとに重点債権を絞り込み、債権所管課と収納対策課の「債権回収チーム」を編成して、滞納処分や、支払督促申立、徴収停止等の手続きを強化し、徴収困難な債権の解消に向けて取組みます。

#### (2) スマートフォンを活用した納付環境拡充の取組み【拡充】

納税者の利便性向上を図るため、市税（市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）及び国民健康保険税の納付について、スマートフォン決済により24時間どこでも納付できるサービスを提供しています。PayPayなど6アプリに加え、利用者の多いd払い、FamiPay、J-coinPayを追加し、キャッシュレス決済による納付環境の拡充を進め、期限内納付による収納率向上に努めます。

#### (3) スマート市役所の具現化に向けた取組み【拡充】

電子申請手続き推進の一環として、WEBやスマートフォンで市のロゴフォームによる納付書の発行サービスを提供します。また、徴収事務にかかる預貯金照会の電子化、差押えにかかる登記事務等の電子化などの取組みを強化します。